

リーガル コンパス

TEIKOKU NEWS 兵庫県版

弁護士法人神戸シティ法律事務所 弁護士 井口 奈緒子 (兵庫県弁護士会所属)



フリーランス新法が施行されました 第157回

フリーランス新法の施行

2024年11月1日、「特定受託事業者に係る 取引の適正化等に関する法律」(以下「新法」 といいます)が施行されました。

第152回(5月20日掲載 「フリーランス新法 とは」)において、概要を説明させていただき ましたが、本稿では、業務を委託する側の事 業者(委託事業者)において留意すべき事項 のポイントを少し踏み込んでご紹介したいと 思います。

2 適用対象となる取引(下請法との違い)

新法は、委託事業者が「特定受託事業者」 (いわゆるフリーランス) に対し、物品の製 造・加工、情報成果物の作成、役務の提供を 委託する場合の取引について、適用されま す。

役務の提供を委託する場合においては、委 託事業者が他者に提供する役務だけでなく、 自ら用いる役務についても適用対象となる点 には留意すべきです。この点は下請法と異な ります。

たとえば、顧客への製品の運送を運送事業 者に委託した場合、当該製品が自社製品で、 運送中は自社に所有権がある場合(顧客へ製 品を引渡した時点で顧客に所有権が移転する 場合など)は、下請法の適用はありませんが、 新法の適用はあるということになります。

3 取引条件の明示

- (1) 委託事業者は、「特定受託事業者」に対し業 務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業 者の給付(提供される役務)の内容、報酬の 額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁 的方法により明示しなければなりません(新 法3条1項)。
- (2) 上記のうち、「給付の内容 | については、品 目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載す る必要があるとされています。しかし、取引 の性質上、業務委託をした時点で正確な委託 内容を決定することができない場合もありま す。ソフトウェアの作成委託において、委託 時には最終ユーザーが求める仕様が確定して

いない場合などですが、このような場合は、 委託時において、当該委託内容が定められな い理由と、当該内容を定めることとなる予定 期日を明示し、その後、当該内容が定められ た段階で、直ちに明示することでよいとされ ています。

(3) 実務上は、知的財産権の帰属についてのト ラブルが多く生じています。業務委託の目的 である使用の範囲を超えて知的財産権を譲 渡・許諾させる際には、譲渡・許諾の範囲も、 「給付の内容」の一部として明確に記載する 必要があり、また、当該譲渡・許諾の対価に ついても「報酬の額」に加えて記載する必要 があります。

仮に、上記のように明示することなく、「特 定受託事業者」に発生した知的財産権を「無 償で | 譲渡・許諾させた場合には、不当な経 済上の利益の提供要請(新法5条2項1号) に該当し、公正取引委員会による勧告の対象 となる可能性がありますので、特に注意が必 要です。

再委託の場合の報酬支払期日

委託事業者が他の事業者から委託を受け、 特定受託事業者に再委託した場合の報酬の支 払期日は、<u>例外的に、元の委託業務の対価の</u> 支払期日から起算して30日以内のできる限り 短い期間内とされています(新法4条3項)。

しかし、再委託の場合に必ず適用されるわけ ではなく、通常明示すべき事項に加えて、①再 委託である旨、②元委託者の名称(識別できる もの)、③元委託業務の対価の支払期日を明示 する必要がある点に留意すべきです。

5 最後に

このほか、新法では、下請法と同様の禁止 事項が定められ、共通する点も多くあります が、事業者として遵守すべき事項としては当 然のことを規定しているものといえます。

新法の施行を機に、今一度、御社における 取引の実態を確認していただき、改めて取引 の適正化を図っていただくことが重要と考え ます。

[「]特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しな いもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれか に該当するものをいいます (新法2条1項)。